

平成 25 年 12 月 2 日 吉日

フィノウェイブ インベストメンツ株式会社
代表取締役社長 CEO 若林秀樹

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、弊社の元役員 1 名が在職中の平成 22 年 7 月に行った取引について、以下の通り金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金の行政処分を当社に行うよう勧告を行った旨の公表がございました。このような勧告を受けたことにより、お取引をいただいているお客さまをはじめとする関係者の皆様に、多大なるご心配をおかけしますこととお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、この度の勧告を厳粛に受けとめるとともに、公器であり神聖な証券市場で、元役員が法令違反を犯したことは誠に遺憾であると考えております。真面目に運用業務に取り組んできた他の役職員にとっても大変遺憾な事案であります。

弊社では、既に経営体制を一新し、関係した元役員は 8 月に退任、9 月より法令遵守態勢の徹底を含め、新体制で立て直しを図っているところです。具体的には、コンプライアンス室の刷新、内部者取引規程等を含む規程類の改定強化、売買審査の厳格化など全社を挙げて改革に取り組んでおります。今後も一層、法令遵守意識の徹底を浸透させ、お客様をはじめ社会からの信頼を回復できるよう全力を傾注する所存です。

勧告の概要および今後の対応につきましては、下記の通りです。

1. 勧告の概要

(1) 勧告の対象となった取引

弊社が締結する投資一任契約に基づいて、ケイマン籍会社型投資信託のハドウ・ファンド・エルティディ（HADOH Fund Ltd.）の運用において、ファンド・マネージャーとして上記ファンドの運用を担当していた弊社役員 1 名が平成 22 年 7 月 7 日から 8 日までに行った、国際石油開発帝石株式会社株式 500 株（売付価額 2 億 3949 万 9500 円）の売り付けが、国際石油開発帝石株式会社の公募増資の引受証券会社の営業担当者から、未公表の公募増資に関する事実の伝達を受けて行われたものであるとして、

証券取引等監視委員会から今般の勧告の対象取引とされました。

(2) 課徴金の額の計算

上記の違法行為に対し、弊社に金 17 万円の課徴金納付命令の勧告が出されました。

2. 今後の対応

弊社はこれまで社内調査も実施しながら証券取引等監視委員会の調査に対して全面的に協力してまいりました。社内体制としましても 9 月より法令遵守態勢の徹底を含め、新体制で立て直しを図っているところです。具体的には、コンプライアンス室の刷新、法律事務所のリーガルチェックの下、内部者取引規程等を含む規程類の改定強化、売買審査の厳格化など全社を挙げて改革に取り組んでおります。今後より一層、法令遵守意識の徹底を浸透させ、お客様をはじめ社会からの信頼を回復できるよう全力を傾注する所存です。

改善策の具体的内容についてまとめ次第、速やかにご報告させていただく所存です。

以上